公立大学法人福知山公立大学学生団体の活動等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健全な課外活動の育成を図るために、学生団体の活動に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において課外活動とは、正課以外における、学術、芸術、スポーツ及びレクリエーション等に関する活動のうち、学生が自主的に参加して行う健全な活動をいう。
- 2 この規程において学生団体(以下「団体」という。)とは、公立大学法人福知山公立大学 (以下「本学」という。)の学生で構成される団体をいう。

(団体の設立)

- 第3条 学生が、団体を設立しようとするときは、次の事項を記載した「学生団体設立承認順」(別紙用紙1)と「学生団体構成員名簿」(別紙様式1の2)を提出し、学長の承認を受けるものとする。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 団体の目的、趣旨
 - (3) 活動内容、年間活動計画表
 - (4) 学生代表者、団体役員の氏名及び連絡先
 - (5) 団体構成員の氏名及び連絡先
 - (6) 顧問の氏名
 - (7) その他学長が必要と認める事項

(団体の届出事項の変更)

第4条 団体が、前条の各号に掲げる事項について変更したときは、学長に「学生団体変更届」(別紙様式2)を提出するものとする。

(団体の継続)

- 第5条 団体が、前年度に引き続き団体活動の継続を希望する場合は、「学生団体継続届」(別 紙様式3)を指定する期日までに、学長に提出するものとする。
- 2 前項の届出がない団体は、解散したものとみなす。

(顧問の設置)

- 第6条 団体に顧問を置くものとする。
- 2 顧問は、原則として本学の専任教職員がこれにあたり、当該団体の活動に対する助言及 び指導を担うものとする。

(講師及び指導員等の招聘)

第7条 団体が、学外から講師、指導員等を招聘するときは、「外部講師・指導員等招聘届」 (別紙様式4)を顧問の同意を得て学長に届け出るものとする。

(学外団体への加盟)

- 第8条 団体が、学外の団体に加盟したときは、次の事項を記載した「学外団体加盟報告書」 (別紙様式 5) 及び学外団体に加盟したことを証する書類を、学長に提出するものとする。
 - (1) 学外団体の名称、代表者氏名
 - (2) 加盟の趣旨
 - (3) 学外団体の目的及び事業
 - (4) 学外団体の本部及び事務局の所在地
 - (5) 顧問の氏名及び承認印
 - (6) その他学長が必要と認める事項

(学外活動及び合宿等)

- 第9条 団体が学外において、集会、文化活動又は体育活動等を行う場合は、その期日の7 日前までに「学生団体学外活動届」(別紙様式6) に必要事項を記載のうえ、参加者の名簿 を添えて、学長に届け出るものとする。
- 2 団体又はその構成員が合宿等を行う場合は、その期日の10日前までに「学生団体合宿届」 (別紙様式7)と参加者の名簿、日程計画表を添えて学長に届け出るものとする。

(団体の活動停止及び解散)

- 第10条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。
 - (1) 構成員が不足するなど、団体の運営が円滑に行われなくなったとき
 - (2) 構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接に関係があったとき
 - (3) 一年以上団体活動が行われなかったとき
 - (4) その他、本学の学生として相応しくない活動を行い、著しく本学の名誉を傷つけたとき
- 2 団体が解散したときは、「学生団体解散届」(別紙様式8)を学長に提出するものとする。 (規程の改廃)
- 第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、団体の活動等について必要な事項は、学務・学生支援グループで定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。